

嫡出推定に関する民法改正とさらなる運用見直しに関する意見書

民法第772条の「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定する」という「嫡出の推定」規定は、民法施行の明治31年当時から110年余りが経過し、社会情勢の変化や医学的進歩により、妊娠時期や父親の確定が容易となるなど、この規定が逆に子の福祉を脅かすことにもなっている。

適法な再婚を経て出産したにもかかわらず、戸籍上、事実と異なる前夫が父親となることを嫌い、出生届が提出されなかった、いわゆる「無戸籍児」の存在が明らかになったり、「親子関係不存在」等の家事調停や裁判が行われた場合でも父親が確定するまでの間、無戸籍となる子の数も年間3,000人前後とされ、恒常的に「無戸籍児」が生み出され、社会問題となっている。これを受け、政府では法務省通達を出し、平成19年5月21日から「離婚後妊娠」であるとの医師の証明書を添付することで事実上の父親を父とした戸籍作成が可能となった。

しかしながら、離婚交渉が長引き、離婚届の提出が実際の離婚の日より遅れることも多く、法的離婚後の妊娠に限定したこの通達により救済されるケースは対象者の約1割といわれ、「無戸籍児」の根本的解決に至っていないのが現状である。また、子の氏を定める戸籍法や婚姻・離婚に関する関連法との整合性についても問題があることも指摘され、親子（父子）関係不存在及び嫡出否認等の家事調停・審判の手続についての対応の格差等も存在し、一部では戸籍作成の壁ともなっている。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、今こそ立法の精神に立ち戻り「子の早期の身分保障」と「福祉の実現」のため、民法第772条の「嫡出の推定」規定を見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含めた現実に即した法改正を行うとともに、改正までの間、通達による救済の範囲を広げること、また親子（父子）関係不存在及び嫡出否認等の家事調停・審判の手続の簡略化等運用面のさらなる見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

東京都羽村市議会議長 水野義裕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣 　　あて